

財務省告示第二十六号

関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第七条第十九項の規定に基づき、大韓民國ハイニックスセミコンダクター社製ダイナミックランダムアクセスメモリー等に係る補助金についての事情の変更の有無につき調査を行うこととしたので、相殺関稅に関する政令（平成六年政令第四百十五号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年一月三十日

財務大臣 額賀 福志郎

一 調査に至る経緯

我が国は、大韓民國ハイニックスセミコンダクター社製ダイナミックランダムアクセスメモリー（以下「DRAM」という。）等について、平成十八年一月二十七日から、関稅定率法（以下「法」という。）第七条第一項の規定により相殺関稅を課することとした。大韓民國からの世界貿易機關を設立するマラケシュ協定（以下「世界貿易機關協定」という。）附属書二紛争解決に係る規則及び手續に関する了解第二条に規定する紛争解決機關（以下「紛争解決機關」という。）に対する要請等に基づき、平成十九年十二月十七日、紛争解決機關は当該相殺関稅の賦課措置に関する上級委員会の報告（WT/DS336/AB/R）及び上級委員会の報告により修正された小委員会の報告（WT/DS336/R）を採択し（WT/DS336/12）、我が国に対して世界貿易機

関協定に整合的ではない部分を是正するよう勧告を行った。法第七条第十七項第一号に掲げる補助金についての事情の変更があることについての十分な証拠がある場合で、必要があると認められることから、勧告を実施するために次の調査を行うこととするものである。

二 調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

次の貨物（ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令（平成十八年政令第十三号）第一条第一項各号に掲げるもの）であつて、ハイニックスセミコンダクタ社により大韓民国においてその製造につき半導体材料にトランジスターその他の回路素子を生成させる工程が行われたもの

(一) D R A M

法の別表第八五四二・三二号に掲げる集積回路（デジタル式のモノリシック集積回路に限る。）のうち、モス型のものをいい、実装してあるかないかを問わない。

(二) D R A Mモジュール

法の別表第八四七三・三〇号に掲げる部分品及び附属品（自動データ処理機械又はこれを構成する機器の部分品及び附属品に限る。）のうち、一又は二以上のD R A Mを基板上に装着し、かつ、自動データ処理機械等に接続するための端子を有しているもの（D R A Mの機能を補助するためD R A M以外の部分品が装着されているかないかを問わない。）をいう。

三 調査に係る貨物の供給者

ハイニックスセミコンダクター社（E-K-N-H-X SEMI CONDUCTOR H.N.C.）

四 調査を開始する年月日 平成二十年一月三十日

五 調査の対象となる期間 平成十五年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで

六 調査の対象となる事項の概要

(一) 大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製DRAM等について関税定率法第七条第一項の規定により相殺関税を課することが決定された件（平成十八年一月財務省告示第三十五号）

(二) 掲げる補助金交付の事実のうち、次に掲げる措置に係る補助金についての事情の変更の有無

イ 四二イホに掲げる十月措置

ロ 四二イヘに掲げる十二月措置

(二) その他調査に係る貨物に関する補助金についての事情の変更の有無の認定に関し参考となるべき事項

七 相殺関税に関する政令第七条第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、同令第八条第一項の規

定による情報提供の閲覧、同令第九条第一項の規定による意見の表明並びに同令第十条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

(一) 証拠の提出及び証言 平成二十年三月十三日

- (二) 証拠等の閲覧 調査終了の日
- (三) 意見の表明 平成二十年三月十三日
- (四) 情報の提供 平成二十年三月十三日
- 八 その他参考となるべき事項
- (一) 一において紛争解決機関が採択した上級委員会の報告及び小委員会の報告は、世界貿易機関のホームページで入手することができる。
- (二) 証拠の提出及び証言又は意見の表明の宛先 東京都千代田区霞が関三丁目一番一号 財務省関税局関税課
- (三) その他 日本語以外の言語による証拠の提出及び証言又は意見の表明を行う場合には、日本語の翻訳文を添付するものとする。